

令和 5年 5月 26日 (金) 安全大会



・本日の議題

ひたち海浜公園(ネモフィラ)茨城県

- ①工事の現況と今後の予定 (専務)
- ②各現場状況報告 (又は問題点)
- ③その他

(注) 安全大会の時刻は18:00(集合次第)～19:00とします。
その後は、自由参加としますので適時解散してください。

議題①：工事の現況と今後の予定

お疲れ様でございます。気温の高い日が目立つ時期に入ってきた中、各作業所工事の施工ひごろよりご苦労様です。

今月来月より現状内装や架設工事を行っている物件がいよいよ躯体解体に差し掛かります。

- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]
- ・ [REDACTED]

各現場階上解体や地上解体それぞれの解体工法にて施工を行ってまいります。それに向けた準備の確認や先の機器や人選をよく考え早めの備えや手配連絡を行ってください。

また、取引先等からの特異的な要望や変更事項があった場合や施工上必要な変更も同じく直近上位のお客先並びに専務(諸喜田健)へ連絡報告を必ず行ってください。

今後の予定として現在交渉中・決定案件

- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]
- [Redacted]

その他積算中案件や来年度各提案検討物件など取引先と話を進めており、10月頃までは物件共潤沢を予定しています。

今後も物件の重なりや協力会社さんに部分的に受けていただく物件も出てきますので各業者間や自社を含め関係者間での連絡連携や現場を共に戦っていただく協力会社さんとの友好関係を大事に日々力を合わせて頑張っていきたいと思います。

ご 安 全 に

②現状の作業工程等、気がついた事を報告してください。

～施工・予定案件～

・ 施工中

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

・ 予定案件

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

③その他

令和5年度「全国安全週間」を7月に実施

～令和5年度のスローガンを決定～

厚生労働省では7月1日から1週間、「全国安全週間」を実施します。

また、令和5年度のスローガンは、応募いただいた1012作品の中から恋塚貴彦さん（長野県）の作品を基に、以下のとおり決定しました。

令和5年度の「全国安全週間」スローガン

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で96回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和4年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上之死傷災害は前年を上回る見込みであり、近年、増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害、墜落・転落などの死亡災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、本年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進するための不断の努力が必要であり、特に初年度となる令和5年度においては、労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和5年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

高める意識と安全行動 築こうみんなのゼロ災職場

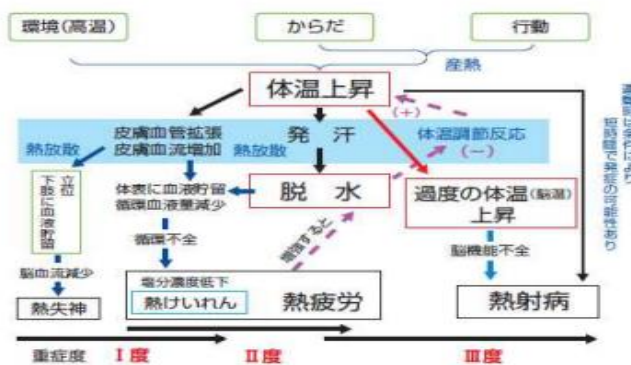
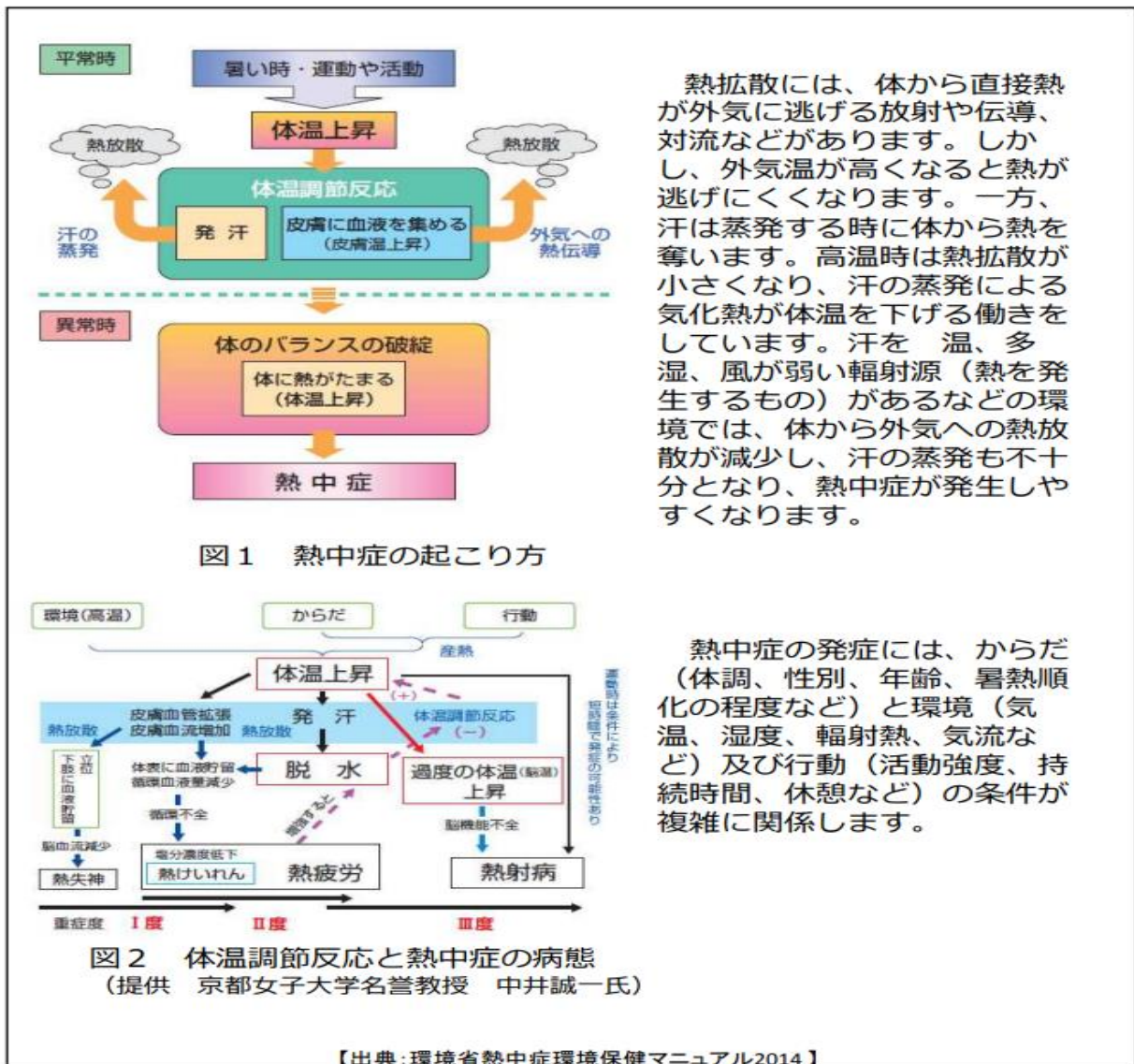
2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

※ここから当社としての安全に関する課題(ピックアップ)※

- ヘルメット・安全带・安全靴等作業に適した**保護具適正使用の徹底**に努める「基本は毎日習慣に」
- 場内の重機作業エリアとの**区画整備・安全通路区画整備の徹底**に努める「重機接触は即死亡災害」
- 場内及び仮囲い外周囲(近隣)の**清掃を定期的に行い美化**に努める「きれいな現場では事故は起きない」
- 壁倒し後のガラ受けや**犬走の掃除**を毎度忘れずに「そのまま噛んだら足場や近隣破損してしまう」
- 現場内無線連携**(段取り・合図・居場所確認)の確立化を徹底する「見えないところも見える」
- 高所作業時**ハーネスの2丁掛**の意味についてもう一度考えてみよう「掛替時に災害に隙を与えない」
- 直近上位や元請様に**年齢関係なく親切丁寧な会話**を誠意をもって対話する「巡って帰ってくる」
- 近隣の方々へ日頃我々の仕事のために騒音振動など迷惑を掛けているという意識を持ち、**挨拶や清掃で気持ちを返す**「気持ちは伝わる」
- 重機配管カバー**は全部取付できているか? 「今一度確認!」※破裂 → 車、家付着 → 清掃処置(損失大)
- 解体工事を行う上で**必要設備資機材**はきちんと揃っているか? 「足りなければ手配連絡を!」
- これからの季節**熱中症に向けて意識**を高めよう「対策や有事の対応をおさらいしよう!」
- 有事(災害や事故)や協議事項等の**事案が発生した場合はまず専務へ連絡**する! 「本部にお客先から: が着て知ったのでは遅い! =印象が大変悪い!」



【出典:環境省熱中症環境保健マニュアル2014】

2022年7月26日

石膏ボード製品におけるアスベストの含有について

一般社団法人 石膏ボード工業会

一般社団法人 石膏ボード工業会では、2007年(平成19年)にアスベスト含有製品に関して当時の会員各社からの報告などを取り纏め、その結果を下記(1.～3.)の通り公表致しております。また、会員各社の製品のその他判別方法につきましては下記(4.)に掲載致しております。

1. 現在、製造している石膏ボード製品には、アスベストは使用されておられません。
2. アスベストを含有していた製品の種類、時期、量
 - 1) 過去の一部の特殊製品(不燃積層石膏板等)にアスベストが使用されていたものがありました。対象製品は1970年(昭和45年)から1986年(昭和61年)までに製造されたものであり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱と推定しております。尚、上記対象製品は一般住宅ではほとんど使われておりません。
 - 2) 下記製品に使用されたアスベストは白石綿で、その含有量は以下の通りです。
 - ・①～②の製品に約1 重量% ・③～⑦の製品に約1.5 重量%
 - ・※1の製品に約4.5 重量% ・※2の製品に約1.5 重量%

No.	製品	防火材料認定番号
①	9mm厚 準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
②	9mm厚 化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
③	7mm厚 アスベスト石膏積層板	第1012号
④	9mm厚 アスベスト石膏積層板	第1013号
⑤	9mm厚 グラスウール石膏積層板	第1014号
⑥	9mm厚 不燃石膏積層板	第1004号
⑦	7mm厚 準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
※1	15mm厚 ガラス繊維網入り石膏ボード	—
※2	12mm厚 化粧石膏板(個別認定)	(個)第1425号

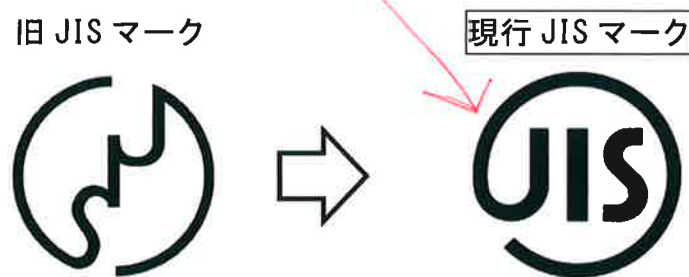
第2014号、第2019号及び第1004号につきましてはアスベスト使用停止後も同じ防火材料認定番号だった期間がありますので製造時期の特定が必要です。

3. 判別方法

- ・ No.1～7 の石膏ボード製品は、厚さと、設計図書や石膏ボード製品の裏面に表示されている防火材料認定番号から判別出来る場合があります。
- ・ ※1: 吉野石膏(株)の 1977 年(昭和 52 年)から 1986 年(昭和 61 年)までの吉野耐火ウォール A 又は B (耐火間仕切壁) に使用されておりました厚さが 15mm でコア中に網の入った製品が該当します。
但し、当該製品はボード裏面に JIS マーク及び防火材料認定番号が表示されていないものが該当します。
- ・ ※2: チヨダウーテ(株)の 1977 年(昭和 52 年)から 1981 年(昭和 56 年)までのエースボード R(エースウォール) (厚さ 12mm) の製品が該当します。
当該製品は、表面には化粧柄印刷され、裏面には社名が千代田建材工業株式会社、防火材料認定番号が四角形で表示されています。

4. その他判別方法

- ・ 防火材料認定番号の頭文字が「NM-」、「QM-」ではじまる石膏ボードは 2002 年(平成 14 年) 5 月 17 日以降に製造しておりますのでアスベストは使用しておりません。
- ・ 以下の現行 JIS マークが表示されている石膏ボードは 2008 年(平成 20 年)4 月 1 日以降に製造しておりますのでアスベストは使用しておりません。



5. 上記アスベスト含有製品の取り扱いについて

解体・改修工事を発注される建築物所有者の方や、それを請け負われた元請業者や施工業者等の方は、以下法令などを順守して適切な処理をお願い致します。

- ・ 労働安全衛生法
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- ・ 各自治体の条例

以上